

令和7年度包括外部監査結果報告書の要旨

札幌市包括外部監査人

税理士・公認会計士 大西 啓二

第1 選定した特定の事件（監査テーマ）と選定理由

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

雪対策について

2 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

札幌市で生まれ育った監査人にとって、雪は子供の頃には楽しい思い出が多く、雪が降ることに特に悪い感情はなかった。しかし、実際に社会人となり通勤をする際には、公共交通機関が遅延する、場合によっては運休する事態が発生し、12月になると気分が滅入る状態が続いている。車での通勤をする際にも、雪に車が埋まって動けなくなることもあり、除排雪に対して疑問を抱くこともあった。雪国で過ごすうえでは、実は仕方ないことでもあるが、除排雪に対してもっと効果的、効率的にできないかと思うこともある（実際に監査してみて決して効果的効率的な除排雪がされていないわけではないことは理解できたが）。

札幌市において1年間に降る雪の量はおおよそ5mである。人口が100万人を超える都市でこれほど雪が降る都市は札幌以外にない。札幌は12月～3月までおおよそ4か月間雪に覆われ、そのことを前提に1年の3分の1を暮らしてゆく覚悟が必要である。

また、除排雪は今まで意識が足りなかったが、あらゆるインフラの基礎であるともいえる。もし、除排雪が適切でないなら、消防車、救急車、バス、市電、給油、ゴミ収集、福祉車両、物流車両、店舗の営業に大きな支障を来す。札幌市が運営する以上は、予算を極力一定規模に抑える必要も理解できるが、予算をある程度、度外視してでも除排雪を効果的にすることが必要である。

上記理由より、除排雪に関係する札幌市の各課を選定対象とした。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び監査対象期間

監査対象部局は、建設局雪対策室ほか、テーマに関連する部局である。監査対象期間は、原則として令和6年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加している。

2 監査の要点

- (1) 札幌市の除雪排雪について、経済性、効率性及び有効性の観点から事業が実施されているかどうか。
- (2) 施設や備品等、資産が適切に財務諸表に反映され、かつ、管理が適切にされているかどうか。

- (3) 財務事務が法令及び規定等に従って適切になされているかどうか。
- (4) 事業に係る契約事務は、法令及び規定等に従って適切に行われているかどうか。

第3 監査従事者

1 包括外部監査人

大西 啓二（税理士・公認会計士）

2 監査人補助者

浅利 昌克（税理士・公認会計士）、佐藤 敦（弁護士）、伊藤 昇平（弁護士）

第4 報告書の構成と記載内容

タイトル（項目）	主な内容
第1 外部監査の概要	テーマ選定理由、監査の実施概要、利害関係の有無等を記載した。
第2 監査対象の概要	札幌市の雪対策のあゆみ、冬のみちづくりプラン、札幌市雪対策審議会、雪対策施設、生活道路の緊急排雪の実施等について記載した。
第3 外部監査の結果	今回の監査結果（指摘事項・意見）を、関係する課ごとに記載した。
第4 監査結果を踏まえて	今回の監査結果のまとめを記載した。

第5 監査の結果（指摘事項及び意見）

1 指摘事項及び意見について

今回の監査結果については、指摘事項及び意見に区分している。

指摘事項については、その行為に重大な違法性があるか又は不当性がある場合が該当する。不当性がある場合には、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から見て早急に是正すべきものが含まれる。

意見に該当するものは、著しく違法や不当なものとはいえないが、その管理の仕方や内容に改善すべき点があるものが該当する。

2 項目別指摘及び意見の件数

No	内訳	指摘	意見
1	Zoomライセンスの購入について	0	1
2	健康保険証写しの保管について	1	0
3	札幌市建設機械運転免許取得助成金について	4	2
4	小型除雪機点検整備業務について	3	0

5	ボランティア目的での小型除雪機の利用拡大について	0	1
6	融雪施設設置資金融資あっせん制度の対象拡大について	0	1
7	予算科目等の見直しについて	0	1
8	適切な評価指標の設定と達成状況の検証について	1	0
9	札幌ゆきだるまプロジェクト運營業務について	0	1
10	冬期道路状況調査業務について	0	1
11	持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の運営について	0	1
12	運転日報について	0	1
13	被服貸与簿について	1	0
14	苦情処理簿の簿冊作成	0	1
15	持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の議事録の簿冊への綴込みについて	0	1
16	庶務関係照会回答の決裁日未記入について	1	0
17	支出負担行為但書（道路除排雪）2次伺についての消費税額の誤記について	1	0
18	除雪ボランティアへのインセンティブ付与について	0	1
19	豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策について	0	1
20	本郷商店街活性化モデル排雪事業について	1	0
21	札幌雪学習プロジェクト運營業務について	0	1
22	除雪機械の売払いについて	0	1
23	除雪要望書について	0	1
24	市民助成トラック制度実施要領について	0	1
25	雪堆積場ガイド印刷業務について	0	1
26	雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務について	0	1
27	雪対策施設車両管理システムの運用について	0	1
28	冬期道路等気象予報業務について	0	1
29	パートナーシップ排雪について	0	1
30	安全補助装置使用適合の確認について	0	1
31	除雪車両の巡回確認について	0	1
32	修理費の折衝の記録について	0	1
33	貸与機械現況調書（引渡）について	0	1
34	貸与車両任意保険証券写綴について	1	0
35	単価が5万円未満の備品出納簿への記載について	1	0
36	多数の失格について	0	1
37	創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務の再委託について	1	0

38	仕様書記載書類の簿冊への確実な編綴について	1	0
39	道路使用許可証の写しについて	0	1
40	一者応札の固定化について	0	1
41	見積参加者選考調書の簿冊への確実な編綴について	1	0
42	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書 (行為許可等・モエレ沼公園)について	1	0
43	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書 (行為許可等・豊平川緑地)について	1	0
44	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書(公園行為許可等・百 合・豊平・平岡・樹芸・稲積)について	1	0
45	従業者の秘密保持について	1	0
46	公文書の管理について	1	0
47	パートナーシップ排雪チェックリストについて	1	0
48	指名見積合せの「無効」について	1	0
49	公文書の管理について	1	0
50	運搬排雪安全管理パトロール結果通知書について	0	1
51	道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について	1	0
52	除雪作業日誌、除雪作業日報への押印等について	1	0
53	パートナーシップ排雪チェックリストの記載について	0	1
54	従業者の秘密保持について	1	0
55	関係法令等確認調書について	1	0
56	公文書の管理について	1	0
57	道路パトロール作業日誌について	1	0
58	道路維持除雪業務の受託者である共同企業体の一部構成員の脱 退に伴う手続について	0	1
59	道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について	1	0
60	パートナーシップ排雪チェックリストの記載について	0	1
61	除雪作業日報(歩道除雪)の人員項目の記載について	1	0
計		34	34

3 主な指摘事項及び意見

指摘事項及び意見の主なものは以下のとおりである。

(1) 適切な評価指標の設定と達成状況の検証について<指摘事項>(報告書47ページ)

札幌市冬のみちづくりプラン2018及び札幌市冬みちプラン2018実行プログラム(2023~2027)に掲載された106の取組について、効果測定の指標とその達成状況を札幌市に質問したところ、次期基本計画策定の際に現プランの各取組の振り返りや評価を行うことから、達成状況の評価等については現状ないとの回答であった。

確かに、気象状況に左右される事業については指標の設定自体になじまなかった

り、積雪寒冷地特有の事業については他都市との単純比較が難しいといった事情は理解できるところではある。

しかし、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023によれば、財政運営の取組内容として、「適切な目標設定・事業評価を通じた『事業見直しサイクル』の確立」を挙げている。また、具体的な取組として、「中期実施計画の策定や毎年度の予算編成において、客観的評価を可能とする評価指標を設定の上、毎年度事業効果の検証・評価を行い、その結果を次年度の予算要求・予算査定に反映する『事業見直しサイクル』を確立します」との記載がある。これは雪対策関係の事業においても例外ではなく、令和7年度予算編成に向けた事業見直しについて、財政局財政課からも、「費用対効果」の明確化や「小事業全体の効果の達成度を示す指標を検討すること」といったコメントがなされているところである。

したがって、定量的な評価指標の設定になじまないような小事業や取組みを除いて、可能な限り小事業や取組みごとに適切な評価指標を設定し、その達成状況を検証することによって、事業見直しサイクルを不断に行っていくべきである。

(2) 本郷商店街活性化モデル排雪事業について<指摘事項> (報告書61ページ)

本郷商店街活性化モデル排雪事業は、平成19年に当時の札幌市議会議員から本郷商店街の活性化の方策として、冬季の除排雪の充実のため、雪対策室と商店街の契約による除排雪の委託化という要望が出されたことに端を発している。協議を重ねた結果、冬期間の商店街活性化策の一環として、札幌市が当該路線に投じている排雪費用の相当額（計画排雪+市民助成トラック借上分）を上限として振り替え、商店街に排雪作業を委ねることとし、札幌市の支援策としての有効性、実効性を見極めるためにモデル的に取り組むこととされたのである。平成19年度より本事業を実施することとなり、以降、現在まで毎年度継続的に実施しているところ、本郷商店街振興組合へのヒアリングによれば、効果及び有効性の確認を行っており、商店街会員からの満足度は高いとのことである。

本事業は、モデル的な排雪作業が冬期間の商店街活性化策として効果があるのか、作業の実効性に問題がないか、などについて見極めることを目的としており、平成19年度からすでに18年以上もの長期間にわたり継続して実施してきたのであるから、「モデル事業」としての効果・有効性について早急に総括を行うべきである。そのうえで、事業の効果・有効性が認められるという総括をするのであれば、これを他の商店街にも広く周知したうえで、全市的に拡大することも含めた検討をすべきである。こうした総括・検討をせずに、他の商店街への周知もなされないまま、本郷商店街のみが「モデル事業」として今後も漫然と本事業を継続し、その便益を享受し続けることは、公平性や透明性という観点からも疑問がある。

(3) パートナーシップ排雪について<意見> (報告書71ページ)

パートナーシップ排雪制度実施要領のとおり、利用回数はシーズンを通じて1回と

し、申し込みの取り下げをした場合にも、利用回数はゼロにならず、再申し込みができない規定となっている。令和6年度の実際状況を見ると、再申し込みについて、東区については不可だったが、北区では再申し込みを認めており、公正性の観点から市としての基準を設けるべきと思われる。

札幌市に確認した結果、昨冬は1月下旬時点における極端な小雪のため、パートナーシップ排雪の申し込みの取り下げが行われ、その後のまとまった降雪といった特異な状況であったことから、特例的に、除雪事業者の作業スケジュールと体制が確保でき、かつ、スケジュールが町内会側の都合と合致したとして、非常に稀なケースとして再申し込みを受け付けていたとのことである。

地域の要望に少しでも応えられるように、再申し込みについて基準を設けることができるかどうかについては検討すべきである。

(4) 創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務の再委託について<指摘事項> (報告書83ページ)

本業務の仕様書では、業務の「主たる部分」である「機体の整備・修正及び部品の調達」については、「受託者はこれを再委託することはできない」とされているにもかかわらず、受託者は、「専門業者選定通知書」において、「再委託に付する業務」を「機体点検整備」として再委託を行う旨通知し、札幌市もこれを承認した。

この点について、札幌市からは、再委託に関する作業内容については、受託者にヒアリングを行い、受託者が調達した部品を受託者の指示・指導に基づき取り付けの整備作業の補助になること、作業後の確認・検査については受託者が実施することを確認し受理・承認している旨の回答があったが、「専門業者選定通知書」には、「再委託に付する業務」として「機体点検整備」としか記載されておらず、上記ヒアリング内容は記載されていない。

また、本業務では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて特定随意契約を行っているところ、創成川融雪管ロータリー1号機は受託者が設計、製造及び施工したものであり、本業務を適切かつ確実に履行できるのは受託者に限られるという理由により特定随意契約を行った以上、再委託の範囲は限定すべきである。

したがって、本業務の再委託は、専門業者選定通知書に受託者からのヒアリング内容が記載されておらず、少なくとも外形上は仕様書に反していることが明らかであり、特定随意契約を行った理由に照らして慎重な検討を行った形跡もみられないため、これを首肯することはできない。今後、再委託を承認する際には、特定随意契約を行った理由に照らして慎重な検討を行い、それでもなお再委託を承認すべき理由があると判断する場合には、受託者からヒアリングした作業内容を詳細に記載するなどして、事後の検証に耐え得る理由を明記すべきである。

(5) 公文書の管理について<指摘事項> (報告書95、98、102ページ)

委託業者から受領した各種報告書など文書管理システムに登録されていない公文書

が多数存在するが、全て文書管理システムに登録すべきである。

この点、札幌市公文書管理条例第5条第1項が、実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならないとしていることから単独で管理することが適当であると判断して、文書管理システムに登録していないものがあるとのことであった。

しかしながら、札幌市公文書管理条例第5条第1項は、密接な関連を有する公文書の一つの集合物にまとめる必要があるか否かについて規定しているだけであり、公文書として扱わなくて良いと規定しているわけではないため、かかる規定は委託業者から受領した各種報告書などを文書管理システムに登録しない理由にはならない。

札幌市公文書管理条例第2条第2号は、実施機関の職員が職務上取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものは公文書に該当する旨を規定しており、委託業者により作成、提出された各種報告書も公文書である。これらの報告書等も文書管理システムに登録して、適切な管理をすべきである。

4 指摘及び意見事項一覧（要旨）

(1) 指摘（34件）

項目	内容	ページ数
健康保険証写しの保管について	<p>「融資あっせん申込書（個人）」では、「金融機関の融資に必要な書類」として、「勤続年数確認証（健康保険証書、在職証明書等）」が挙げられているため、健康保険証の写しが札幌市に提出される場合がある。この場合、札幌市では健康保険証の写しは不要であるため、これを保管せずに金融機関に送付する取扱いとしている。しかし、簿冊の中に、健康保険証の写しが綴られている例が確認された。</p> <p>また、当該健康保険証の写しには、被保険者等記号・番号等のマスキングが施されていない。</p> <p>今後、不要な健康保険証の写しは保管せず、仮に保管する必要がある場合には、マスキングを施すことを徹底されたい。</p>	34
札幌市建設機械運転免許取得助成金について①	<p>運転免許取得者が代表取締役であるにもかかわらず、本助成金の交付決定をした事例があった。</p> <p>要綱では、運転免許取得者の範囲について、「対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者」（本要綱第3条）と明確に規定されており、代表取締役がこれに該当しないことは明らかである。</p> <p>したがって、要綱に違反した助成金支給決定がなされたものと言わざるを得ず、助成金支給の公平性の観点から問題がある。</p>	36
札幌市建設機械運転免許取得助成金について②	<p>雇用契約書に雇用期間の定めがあるにもかかわらず、本助成金の交付決定をした事例があった。</p> <p>要綱に違反した助成金支給決定がなされたものと言わざるを得ず、助成金支給の公平性の観点から問題がある。</p>	36

札幌市建設機械運転免許取得助成金について③	要綱第9条第4号は、本助成金の交付申請の添付書類として、「施行体系図等、第4条第1号第2号に規定する助成金の交付対象事業主であることがわかる書類」を提出しなければならないとされている。しかし、要綱第4条第2号は、「札幌市税に滞納がない事業主」という要件であるから、施行体系図等とは無関係である。そのため、要綱第9条第4号は、「施行体系図等、第4条第1号に規定する助成金の交付対象事業主であることがわかる書類」に修正すべきである。	36
札幌市建設機械運転免許取得助成金について④	「建設業人材確保・育成支援事業」という簿冊の中に、教習所発行の領収書の宛名が、対象事業主ではなく運転免許取得者個人名であるにもかかわらず、本要綱第13条の支給状況報告書が提出されていないものが散見された。 例えば、事業主から提出される教習所発行の領収書の宛名を確認することは当然のこととして、運転免許取得結果報告書に費用負担者が誰であるか（対象事業主なのか運転免許取得者なのか）を明記する欄を設けるなどして、費用負担者が誰であるかを確実に把握したうえで、運転免許取得者が費用負担者である場合には、対象事業主に個別に確認・催促するなどして、支給状況報告書が確実に提出されるよう徹底されたい。	36
小型除雪機点検整備業務について①	「小型除雪機No.1ほか20台 点検整備業務」について、参考見積提出業者3社の平均価格は、737,500円（消費税抜）であったため、消費税を加算した予定価格は811,250円となるはずである。しかし、「二次伺（役務）／（リース契約）」の起案には、予定価格として768,000円と誤った記載がなされている。正確な事務処理を励行されたい。	39
小型除雪機点検整備業務について②	「小型除雪機No.21ほか20台 点検整備業務」について、参考見積提出業者3社の平均価格は、699,000円（消費税抜）であったため、消費税を加算した予定価格は768,900円（うち消費税は69,900円）となるはずである。しかし、「小型除雪機点検整備業務の発注について」の起案には、支出予定額の総委託費として766,900円、消費税等相当額として67,900円と誤った記載がなされている。正確な事務処理を励行されたい。	39
小型除雪機点検整備業務について③	小型除雪機点検整備業務は、札幌市が保有する小型除雪機合計42台を21台ずつ分割して発注を行っている。「42台を一括で点検整備できる業者がないため、分割して発注しております。」との回答であったが、指名業者の重複や契約内容といった客観的状況と矛盾していると言わざるを得ない。 したがって、21台ずつに分けて分割発注を行う理由がないのであれば、42台を一括発注して、原則どおり一般競争入札の手続きを行うべきである。	39
適切な評価指標の設定と達成状況の検証について	上記3(1)のとおり。	47
被服貸与簿について	一部の職員に対し、貸与到来期限が既に経過しており、かつ、貸与延長の記載、返納年月日の記載もないなど記載漏れが生じており、被服貸与管理が適切に行われていない。	53
庶務関係照会回答の決裁日未記入について	庶務関係照会回答を査閲したところ、決裁日未記入のものが散見された。定期的な簿冊の閲覧が望まれる。決裁日は、必要な書類についての完了を確認する意義を持つものであり、決裁日未記入は定期的な簿冊の閲覧によって、防ぐことが可能となる。	54

支出負担行為 但書（道路除 排雪）2次回 についての消 費税額の誤記 について	消費税額が未記載であったり、税抜きを記載する等誤りが散見された。消費税額は市民も関心を寄せる重要な情報（インボイス制度も導入されており、地方公共団体も同様に重要な情報である）であることから、誤記を防ぐためのチェック体制が必要である。	55
本郷商店街活 性化モデル排 雪事業につい て	上記3(2)のとおり。	61
貸与車両任意 保険証券写綴 について	除雪機械への任意保険への加入が受託者に要求されており、札幌市では任意保険証券の写しを受託者に求め保管しているが、一部の任意保険証券の写しがファイルされていないものが発見された。 札幌市が保険証券の写しを受託者から受取り保管するのは、受託者が任意保険に加入していることを確かめるために行うものであり、任意保険加入の管理が適切に行われていない。	80
単価が5万円 未満の備品出 納簿への記載 について	備品出納簿について、購入単価が5万円未満のものについて区分基準改正に伴う消耗品への変更がされていない。備品出納簿の先頭に消耗品と備品との区分を記載して、現在の基準の周知を図るべきである。	81
創成川融雪管 ロータリー1 号機点検整備 業務の再委託 について	上記3(4)のとおり。	83
仕様書記載書 類の簿冊への 確実な編綴に ついて	仕様書によれば、「業務員」として「電気工事士（免状の種類不問）を保有している者を配置すること」とされており、契約後の提出書類としても「従業員名簿（氏名、年齢、資格証の写し、雇用関係証明書類を添付。）」が挙げられている。しかし、本件では業務員の「電気工事士（免状の種類不問）」の「資格証の写し」及び「雇用関係証明書類」が簿冊に綴られていない。 上記書類が受託者から提出されていることは確認したものの、仕様書記載書類の提出を事後的に検証できるよう、簿冊への綴り忘れがないよう励行されたい。	84
見積参加者選 考調書の簿冊 への確実な編 綴について	降雪情報システムマルチセンサー気温計通風ファン交換業務について、「見積参加者選考調書」が簿冊に綴られておらず、いかなる理由で特定随意契約をしたものかが簿冊上不明であった。 「見積参加者選考調書」の内容は確認したものの、特定随意契約の理由を事後的に検証できるよう、簿冊への綴り忘れがないよう励行されたい。	91
公園使用許可 申請書兼使用 料減免申請書 （行為許可 等・モエレ沼 公園）につい て	モエレ沼公園（除雪事業として）占用について、使用期間開始日を過ぎた日に決裁がされていたことから、公園使用許可書の決裁前から目的使用がされており、適切な運用となっていない。	92

公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・豊平川緑地）について	豊平川緑地（除雪事業として）占用について、使用期間開始日を過ぎた日に決裁がされていたことから、公園使用許可書の決裁前から目的使用がされており、適切な運用となっていない。	93
公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（公園行為許可等・百合・豊平・平岡・樹芸・稲積）について	除雪センター事務所棟の使用について、使用期限後の使用完了の現地確認等を区土木部及び区土木部から委託を受けた業者が各公園指定管理者と実施している。 しかしながら、現地確認等について完了した旨の届け等の書類が作成・保存されていない。現地確認等が実際に行われているか否かを事後的に確認するためにも現地確認等について完了した旨の届け等の書類の作成・保存をするべきである。	93
従業者の秘密保持について（北区）	3つの民活型雪堆積場管理業務について、「従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類」も「当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書」もいずれも提出されていなかったにもかかわらず、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目では「問題無し」とされた。 「個人情報取扱事務委託等の基準」や「『個人情報取扱事務委託等の基準』についてのよくある質問と回答」をみても、従業者の誓約書の提出までは必須ではないと言及しているにとどまり、従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類（社内規定など）の提出までは不要とはしていない。 したがって、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目で「問題無し」とした判断は、「個人情報取扱事務委託等の基準」に照らして誤りであったと言わざるを得ない。	94
公文書の管理について（北区）	上記3(5)のとおり。	95
パートナーシップ排雪チェックリストについて	業務日誌を閲覧して検証したところ、業務日誌上、パートナーシップ排雪の実施日にパトロールをした記載がない（すなわち、パートナーシップ排雪の実施中に確認をしていない）にもかかわらず、当該「パートナーシップ排雪チェックリスト」の項目6（排雪実施中の確認を要する項目）には「はい」にチェックがつけられていた事例を確認した。 このように、排雪中にパトロールを実施できなかったのであれば、「未確認」にチェックがつけられるべきであるから、安易に「はい」にチェックをつけることのないよう徹底されたい。	96
指名見積合せの「無効」について	指名見積合せを行ったところ、見積参加者3者のうち1者が「無効」となった。見積書の記載が仕様書と異なるため無効としたが、「無効」となった当該1者が提出した見積書には、「運搬費」等を含めた総額が「見積書比較価格」として明示されているのであるから、他の見積参加者と見積金額の比較をすることは可能である。 このような場合にまで、仕様書の記載とは異なるとして見積自体を「無効」としてしまうのは、あまりにも形式的過ぎる判断であり、適切とは言い難い。	97
公文書の管理について（東区）	上記3(5)のとおり。	98

<p>道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について（東区）</p>	<p>特記仕様書上、交通誘導警備について、1級又は2級検定合格警備員を1名以上配置することを求めており、資格の確認資料として、施工計画書に、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の添付を求めている。しかしながら、施工計画書に検定合格証明書の添付がなされていない。</p> <p>この点、資格の確認は担当者が除雪センターへ赴き、名簿を閲覧しておこなっているとのことであったが、担当者の目視確認だけでは不十分であり、特記仕様書どおり受託業者に検定合格証明書の添付の遵守を求めるべきである。</p>	<p>99</p>
<p>除雪作業日誌、除雪作業日報への押印等について</p>	<p>東地区、西地区、南地区の除雪作業日誌、除雪作業日報に業務主任等、除雪センター長等の押印（確認印）がない。また、人数、時間等をチェックした痕跡を残すことが望ましい。除雪作業日誌については、指示、指導、協議事項等に記載されているものがなかった。また、除雪作業日報については、担当業務員からの指示事項、受託者から担当業務員等への報告事項に記載があるものがなかった。気づいた事項は、積極的に記載するべきである。</p>	<p>99</p>
<p>従業者の秘密保持について（西区）</p>	<p>4つの民活型雪堆積場管理業務について、「従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類」も「当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書」もいずれも提出されていなかったにもかかわらず、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目では「問題無し」とされた。</p> <p>「個人情報取扱事務委託等の基準」や「『個人情報取扱事務委託等の基準』についてのおよある質問と回答」によれば、従業者の秘密保持に関する社内規定や従業者の誓約書を提出するよう求めている。</p> <p>したがって、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目で「問題無し」とした判断は、「個人情報取扱事務委託等の基準」に照らして誤りであったと言わざるを得ない。</p>	<p>100</p>
<p>関係法令等確認調書について</p>	<p>「関係法令等確認調書」の「2. 安全運転管理者の選任」には、根拠法令として「道路交通法第74条の2第1項」と記載されているが、正しくは、「道路交通法第74条の3第1項」である。また、「3. 副安全運転管理者の選任」には、根拠法令として「道路交通法第74条の2第2項」と記載されているが、正しくは、「道路交通法第74条の3第4項」である。「関係法令等確認調書」に記載する根拠法令については、正確を期されたい。</p>	<p>101</p>
<p>公文書の管理について（西区）</p>	<p>上記3(5)のとおり。</p>	<p>102</p>
<p>道路パトロール作業日誌について</p>	<p>道路維持除雪業務の特記仕様書には、「道路パトロール作業日誌に添付する、幹線道路及び準幹線道路のパトロール経路図には、走行順路が判るよう起終点を明示するとともに、走行方向を矢印で明示すること、また、走行時間帯が判別できるように、午前・午後別に使用する線種を変更すること。」との記載があるが、道路パトロール作業日誌において、これが遵守されていない。</p> <p>仮に、現在、道路パトロール業務の実施のノウハウが確立しているため、かかる詳細なパトロール経路図への記載までは不要なのであれば、特記仕様書からかかる項目を削除するなど、受託業者の道路パトロール作業日誌作成における負担を軽減するべきである。</p>	<p>103</p>
<p>道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について（西区）</p>	<p>特記仕様書上、交通誘導警備について、1級又は2級検定合格警備員を1名以上配置することを求めており、資格の確認資料として、施工計画書に、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の添付を求めている。</p> <p>しかしながら、施工計画書に検定合格証明書の添付がなされておらず、資格の確認すらされていない。これでは、資格のない者が交通誘導警備を担当することにもなりかねず、安全確保が疎かになっていると言わざるを得ない。</p>	<p>104</p>

除雪作業日報（歩道除雪）の人員項目の記載について	北地区の「除雪作業日報（歩道除雪）」の人員の項目が途中から未入力になっているが、これは単なる記載漏れである。簿冊の管理、査閲をすることによって、単なるミスは防ぐことができるので、こうしたミスは極力排除をしたい。複数人で確認する等、チェック体制の強化が望まれる。	105
--------------------------	--	-----

(2) 意見（34件）

項目	内容	ページ数
Zoomライセンスの購入について	Zoom Workplace Proライセンスを契約するのに、特定随意契約の方法により株式会社との間で契約を締結した。Zoom社と直接契約を行う場合、支払方法がクレジットカードやオンライン決済に限られ、現状札幌市では請求書払いでしか対応できないため、請求書払いが可能な株式会社を通じて支払いを行っているとのことであったが、今後、デジタル化の進展に伴い、クレジットカードやオンライン決済への対応が必要と考えられるため、関係他部局とも協議のうえ、請求書払い以外の支払方法の導入について検討することが望ましい。	34
札幌市建設機械運転免許取得助成金について①	要綱に違反する助成金支給が発生してしまったのは、運転免許取得者の範囲が「対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者」（本要綱第3条）に限定されているためである。 助成金が、「② 除排雪作業に必要な人材の確保」を行うための施策であって（冬みちプラン65頁）、「建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、本市の道路維持除雪業務に携わる人材の育成を図る」という目的（本要綱第1条）が明記されているのであるから、当該施策の目的に照らして、運転免許取得者の範囲を拡大するような本要綱の改正を行うことが望ましい。	36
札幌市建設機械運転免許取得助成金について②	労働関係法令の遵守は、要綱第4条の対象事業主の要件の1つとされており、事業主における誓約になじむ性質の要件であって、これを誓約事項に追加することに特段の支障があるとは思われないことや、助成金という公的支援を受けようとする事業主が、改めて労働関係法令の遵守の重要性を認識してもらう必要性はあると考えられることからすれば、「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付申請書」の「申請に関する誓約」のなかに、本要綱第4条第4号に定める「労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守していること」を誓約事項として追加するのが望ましい。	36
ボランティア目的での小型除雪機の利用拡大について	小型除雪機貸出制度と小型除雪機購入補助制度は、現状の制度では、「個人」がボランティア目的で小型除雪機を利用しようとする場合は、対象外となっている。また、「企業」がボランティア目的で小型除雪機を利用しようとする場合は、制度の対象となる「団体」に含まれるか否かが判然としない。 「個人」および「企業」がボランティア目的で小型除雪機を利用しようとする場合にも、その対象に含めることを検討すべきである。なお、現状においても「企業」が上記2つの制度の対象に含まれているのであれば、そのことを規程に明記すべきである。	41
融雪施設設置資金融資あっせん制度の対象拡大について	融雪施設設置資金融資あっせん制度の融資の対象となるのは、「融雪施設」の設置資金に限られている。そのため、現状の制度では、「除雪機」を購入しようとする場合は対象外となっている。 「融雪施設」の設置資金のみならず、「除雪機」の購入費用についてもその対象に含めることを検討すべきである。なお、ボランティア目的がある場合には、前述のとおり小型除雪機購入補助制度の対象に含めることを検討すべきであるところ、補助金の支給対象となるのは購入費の2分の1以内（上限50万円）であるから、購入費のうち支給対象とならない範囲については、融資あっせん制度との重複利用を認めることも含めた検討を行うことが望ましい。	43

<p>予算科目等の見直しについて</p>	<p>予算科目の「雪対策関係費」(大)のうち、「雪対策推進費」(中)は、「雪対策施設整備費」(小)と「持続可能な雪対策推進費」(小)に分かれている。</p> <p>「雪対策施設整備費」と「持続可能な雪対策推進費」には、いずれも性質の異なる事業が混在していると言わざるを得ない。このように、一事業としての統一感が乏しいにもかかわらず、一つの事業で無理に括ってしまうことで、事業の必要性と効果があいまいとなり、適切な評価指標の設定も困難となっているように思われる。</p> <p>そのため、性質の異なる事業については、一つの事業として独立させたいうえで、当該事業ごとに必要性和効果を検証し、適切な評価指標を設定するのが望ましい。</p>	<p>45</p>
<p>札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務について</p>	<p>札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務は、直近5年間の提案説明書を見る限り、概ね同様の業務内容が踏襲されている。</p> <p>本業務は、公募型企画競争によって契約を行っており、広報・啓発活動としての有効性も、受託者の創意工夫や裁量に委ねられるべき点が多いという点は理解できるが、各種イベントの参加者数やアンケート調査、広告のリーチなど、定量的な評価になじむ指標の設定も十分考えられるところであり、必ずしも効果測定が困難であると即断することはできない。</p> <p>令和7年度予算編成に際しての財政局財政課からのコメントも踏まえ、冬みちプランに即した定量的な評価指標の設定を通じて、広報・啓発活動の効果を検証し、事業内容を不断に見直していくことが望まれる。</p>	<p>48</p>
<p>冬期道路状況調査業務について</p>	<p>冬期道路状況調査業務は「雪パト隊」に代替する調査業務であるが、本業務は現地調査を行って報告するという内容に限られており、調査員が悪質な雪出し行為を現認したとしても直接これを指導することは想定されておらず、報告を受けた札幌市・各区土木センターが事後的に指導を行うにとどまるため、その実効性には疑問が残る。</p> <p>深夜・不定期における、専門的な指導を行う人員確保が難しいという事情は理解できるものの、悪質な雪出し行為に対する指導強化を図るため、例えば、警察と連携して指導の強化を行うなど、より実効性のある対応を検討するのが望ましい。</p>	<p>50</p>
<p>持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の運営について</p>	<p>令和6年度の検討会において、ある委員について、4回のうち2回代理出席の事例があった。本来、雪対策室長が、その人の専門知識、経験などから検討会の委員に相当と認め、市長が委嘱しているものであり、軽々に代理出席を認めるべきではなく、十分な日程調整を行って検討会の開催日時を決定するべきである。</p> <p>また、代理出席にもかかわらず、議事録上「委員」と表記されており、例外的に代理出席を認める場合があるとしても、委員と全く同じに扱うのは相当ではなく、議事録上も「委員」という表記を使わず、区別すべきであると思料する。</p>	<p>51</p>
<p>運転日報について</p>	<p>アルコールチェック・運転免許証の確認について、運転者本人と本人以外が立ち合いのもと行っているが、運転日報上本人以外の立会者の押印等が求められていない。</p> <p>運転日報の形式上は、立会者によるアルコールチェックについて、運転免許証携帯の本人以外の確認について求められていないこととなるため、運転者本人以外の立会者により確認していることを明確にするため、運転者本人以外の立会者の押印等を運転日報に記載するよう様式の変更をすべきと思われる。</p>	<p>51</p>
<p>苦情処理簿の簿冊作成</p>	<p>現在、庶務関係照会回答という簿冊に苦情処理の一部が綴じ込まれているが、独立して苦情処理簿という簿冊を作るべきである。単独で簿冊管理することにより、市民の要望を理解する可能性が高まるし、情報を集約化することができる。</p>	<p>53</p>

<p>持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の議事録の簿冊への綴込みについて</p>	<p>現在、持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会についての簿冊そのものに、議事録が綴じ込まれていない。簿冊を査閲するものが問題点を把握するためにも議事録を簿冊に綴じ込むべきである。議事録は検討会がどのような過程で実施されたかを把握するためにも重要なものでもある。</p>	<p>54</p>
<p>除雪ボランティアへのインセンティブ付与について</p>	<p>札幌市では、除雪ボランティアへのインセンティブ付与として、除雪ボランティア等のまちづくり活動に取り組む企業に対しては、認証制度を実施している。一方で、除雪ボランティアに取組む学校や学生に対しては、感謝状を渡すといった取組にとどまっているところ、企業と異なり、学生など個人については、感謝状贈呈がどれほど効果的なインセンティブといえるか、疑問なしとしない。少子高齢化の進展に伴い、学生などの除雪ボランティア活動の担い手不足が懸念されるなか、効果的なインセンティブの付与による担い手確保が必要と考えられるので、まずはアンケート調査の実施や、他都市への照会などを通じて、感謝状贈呈以外の具体的なインセンティブ付与を検討することが望ましい。</p>	<p>55</p>
<p>豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策について</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法は、克雪・親雪・利雪の観点から、豪雪地帯において国及び地方公共団体が講じるべき対策等を定めているが、札幌市では同法に基づく一部の対策・措置について、具体的な取組は行っていない。札幌市において現状具体的な取組を行っていない対策・措置について、関係他部局とも連携しながらその実施に向けた検討を行うべきである。</p>	<p>57</p>
<p>札幌雪学習プロジェクト運営業務について</p>	<p>札幌雪学習プロジェクト運営業務は、公募型企画競争によって受託者を決定しているが、平成27年度から令和7年度まで全て同一業者が受託し、入札者数も平成27年度のみ2者で、平成28年度以降はすべて1者だったとのことである。現状において本業務の有効性に疑義が生じていたり、本業務の履行に具体的な支障が生じていたりするなど直ちに改善が必要な状況であるとは見受けられないものの、競争性が担保されず、新たな視点も生まれにくいという弊害があることを踏まえれば、複数者が入札に参加して競争性が担保されるよう、本業務の周知や企画競争提案説明書の記載内容を工夫するといった対応を検討すべきである。</p>	<p>63</p>
<p>除雪機械の売払いについて</p>	<p>標準耐用年数を超過した市保有機械の売払いに際して、再利用目的の企業が入札に参加できるよう、事前に売払い予定を公表し、除雪事業協会へ情報提供を行っているとのことであるが、再利用目的に該当する道路維持除雪業務の受託者を優先的に取り扱うという運用はなされていない。冬みちプランの目的・位置づけからすれば、現状の取組みにとどまらず、さらに進んで、札幌市の道路維持除雪業務に関与する業者が、優先的に除雪機械の売払いを受けることができるようにするのが望ましいと思料する。</p>	<p>66</p>
<p>除雪要望書について</p>	<p>「除雪要望書」には「除雪要望に伴う同意書」が添付されているものもあるが、各区でその内容が統一されておらず、町内会に属する住民全員の同意書が必要であるか否かや、そもそも除雪要望に伴う同意書を徴求することにはいかなる意味があるのかも判然としない。町内会等から「除雪要望書」が提出された場合に、各区で書式の内容が異なり、その内容が統一されていない状況を考えると、公平性・透明性の観点から、札幌市において除雪要望に関する一定の内部基準を示したうえで、各区に対して周知を図ることが必要ではないかと思料する。さらに、基準を市民に対しても周知すれば、より一層公平性や透明性が高まることにはなるが、一方で、市民に過度な期待を持たせることがないような配慮も必要と考えられることから、慎重に検討すべきである。</p>	<p>67</p>

市民助成トラック制度実施要領について	<p>市民助成トラック制度実施要領の「積込を負担する」という文言に関して、札幌市によれば、道路維持除雪業務受託者が無償で積込作業を行うことを禁止する趣旨であって、当該受託者が有償で積込作業を行うことは禁止されていない、とのことであった。</p> <p>文言上、上記の点が必ずしも判然としないので、有償での積込作業は禁止されていないということを、要領に明記するのが望ましい。</p>	68
雪堆積場ガイド印刷業務について	<p>雪堆積場ガイド印刷業務の委託を廃止できないかについて検討すべきである。雪堆積場ガイドは主に雪堆積場の利用者向けのものであり、雪堆積場ガイドに記載の情報は、利用者が必要であればホームページを閲覧して確認するだろうと思われる。紙媒体での配布を廃止することができないかの検討をすべきである。</p>	68
雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務について	<p>雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務を委託する必要性について疑問がある。雪堆積場管理受託者が直接ホームページ上の情報を更新する方法を採用することを検討すべきである。</p> <p>雪堆積場管理受託者にとって、文書を作成しそれを雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務受託者にファクシミリで送信することとホームページ上の情報を直接入力して更新することにそれほど事務の負担の差があるとは思われず、むしろ後者の方が短時間で終わるのではないかとも思われる。また、現時点で、通信ネットワークの問題があるとも思われない。</p>	69
雪対策施設車両管理システムの運用について	<p>公共排雪車両において、運転手が運搬排雪カードをかざし忘れたことによるデータ修正依頼が頻発している。毎年除排雪が始まる11月ころに運転手向け説明会を開催しているとのことであるが、かかる誤りが激減するように運搬排雪カードの取扱いについて周知徹底をすべきである。</p>	70
冬期道路等気象予報業務について	<p>令和6年度冬季道路等気象予報業務について、「冬季」とされてはいるものの、防災対策として、夏季に関するもの、他の部署への情報提供なども含まれており、通年の気象予報業務を内容としている。</p> <p>予算上、雪対策とは関連しない時季の気象予報業務については、雪対策費用と分けて計上するべきである。</p>	70
パートナーシップ排雪について	<p>上記3(3)のとおり。</p>	71
安全補助装置使用適合の確認について	<p>安全補助装置の適合の有無については、安全補助装置仕様確認書、安全補助装置設置報告書及び安全補助装置確認写真による書面審査となっており、業者により報告された安全補助装置が実際に設置されていることについて確認をする必要があると思われる。</p>	75
除雪車両の巡回確認について	<p>官貸車について不具合等を確認する目的で、巡回確認を行っているが、業持車については特段の巡回確認は行っていない。</p> <p>現状の巡回確認については、官貸車について主として車両の寿命維持という観点からの点検にとどまっているため、車両の安全性確保という観点から点検項目を拡充することや、業持車についても巡回確認の対象に加えることを検討するのが望ましいと考えられる。現状において、すべての官貸車について点検項目を拡充し、すべての業持車について官貸車と同程度の確認を行うべきとまでは思われないが、例えば、各区土木センターなど関連する他部局とも連携のうえ、車両管理事務所において官貸車の巡回確認を行う際に、官貸車の一部について安全性確保という観点からも点検を行い、同一の場所に保管されている業持車の一部についても点検をするといった方法により、可能な限りで適切な指導を行うことを検討するのが望ましい。</p>	76

<p>修理費の折衝の記録について</p>	<p>除雪車両の修理費について、札幌市費負担が相当と判断したものは緊急調達で処理しているが、業者と折衝を行った際の記録（簿冊）は特段存在しない。</p> <p>札幌市費負担とするか業者負担とするかは、判断に迷う点も多いと考えられ、折衝の際に業者との間で意見対立があることも容易に想像されるところ、こうした点を記録に残しておけば、後に修理費の負担について万が一争いが生じた場合の根拠とすることができるうえ、事例が記録として蓄積されることによって、以後の業者との折衝も円滑に行うことが期待できるのではないと思われる。そのため、業者と折衝を行った際の記録を残しておくのが望ましいと考えられる。</p>	<p>78</p>
<p>貸与機械現況調書（引渡）について</p>	<p>貸与機械現況調書（引渡）について、書面の様式上左下に札幌市の機械担当者職員の氏名・印を記載することとなっているが、調書全てを閲覧した結果、機械担当者職員の氏名・押印については一切記載されていなかった。</p> <p>貸与機械現況調書（引渡）の機械担当者職員の氏名・押印の記載については、運用上問題がないとのことであったため、そうであるとすれば、今後、様式を修正するなどの検討をする必要があると思われる。</p>	<p>79</p>
<p>多数の失格について</p>	<p>入札に参加した11社中7社が最低制限価格以下という理由で失格となり、うち6社が全く同一の金額で入札して失格となった。</p> <p>札幌市の検証の結果、「土木工事標準単価の週休2日補正に係る端数処理」が原因である可能性が高いというような原因分析をされているのであれば、今後同様の変更がある場合については、入札者に周知徹底をして、本件と同様の多数の失格が発生するような事態にならないよう配慮されたい。</p>	<p>81</p>
<p>道路使用許可証の写しについて</p>	<p>電気式ロードヒーティング設備の保守点検業務及び設備修繕業務は、車道等に設置した電気式ロードヒーティング設備について、保守点検及び故障対応と修繕等を行うものであり、業務の性質上、交通の妨害や危険を生じさせ得る道路の使用を伴うことから、所轄警察署長の道路使用許可が必要となる。</p> <p>道路使用許可は、ロードヒーティング設備保守点検業務及び設備修繕業務を行う上で必要な手続きであり、札幌市としても、受託者が道路使用許可を得たうえで業務の履行を適正に行っていることを確認する必要性はあると思料する。したがって、仕様書上、道路使用許可証の写しを提出書類に追加することを検討されたい。</p>	<p>85</p>
<p>一者応札の固定化について</p>	<p>電気式ロードヒーティング設備の保守点検業務及び設備修繕業務について、過去5年間の入札方式はすべて一般競争入札であるところ、入札参加社数は令和7年度の厚別区・清田区の保守点検業務を除きすべて1者であり、各区の落札業者は過去5年間すべて同一であることが確認できた。</p> <p>このように、一者応札によって各区の落札業者が長期間固定化・棲み分けされている現状からすれば、上記2つの業務は明らかに競争性が損なわれているといえる。このような状況を漫然と放置するのではなく、一者応札を可能な限り回避し、競争性を担保するための工夫をすべきである。</p>	<p>86</p>
<p>運搬排雪安全管理パトロール結果通知書について</p>	<p>運搬排雪安全パトロール結果通知書において、「一部では交通誘導員が少なく、歩行者及び一般車両が混乱する状況が確認されました。」との記載があった。しかしながら、具体的な箇所や業者への指導内容の記載やそれがわかる資料の添付がない。</p> <p>これについては、直接現地で口頭により指導したとのことであるが、今後の業務に生かせるよう、より詳細な状況について同通知書に記載すべきである。</p>	<p>99</p>
<p>パートナーシップ排雪チェックリストの記載について（東区）</p>	<p>パートナーシップ排雪チェックリストには「管理面で気づいた事項があれば具体的に記載してください。」とあるが、1年間を通じてこの記載がされていない。極力、気づいた事項があれば記載してもらうようにするべきである。</p>	<p>100</p>

<p>道路維持除雪業務の受託者である共同企業体の一部構成員の脱退に伴う手続について</p>	<p>共同企業体からの構成員の脱退については、協定書に基づき札幌市が脱退の承認をしているが、脱退後委託業務の履行に問題がないかについての確認内容とその結果が記録に残されていない。</p> <p>共同企業体の構成員が脱退する場合、協定書上、残存構成員が脱退後の業務を完了する義務を有しているが、脱退を承認するにあたり、残存構成員によって脱退後の業務の履行が可能かどうか確認するため、脱退による委託業務への影響等について聴取等をして、それを記録に残すべきである。</p>	<p>103</p>
<p>パートナーシップ排雪チェックリストの記載について（西区）</p>	<p>パートナーシップ排雪チェックリストには「管理面で気づいた事項があれば具体的に記載してください。」とあるが、1年間を通じてこの記載がされていない。極力、気づいた事項があれば記載してもらうようにするべきである。</p>	<p>104</p>